

第 1 7 回
東京地方裁判所委員会
(平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日開催)

東京地方裁判所委員会（第17回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成20年11月21日（金） 15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第5会議室

第3 出席者

（委員） 池田修，市村陽典，伊藤聡，大谷晃大，唐津恵一，菊池洋一
小粥節子，斎藤義房，柴田寛之，田辺信彦，田村浩子，丸山陽子
宮山雅行，村瀬均，渡辺雅昭

（オブザーバー） 一木剛太郎（日本司法支援センター本部事務局長），佐川孝志（日本
司法支援センター本部事務局次長）

（事務局） 丸山忠雄東京地裁事務局長，山本要一東京地裁民事首席書記官，
安原義人東京地裁刑事首席書記官，渡邊直樹東京簡裁事務部長，
継田剛史東京地裁総務課長，秋守良彦東京地裁総務課専門官，
青木砂絵子東京地裁総務課庶務第一係長

第4 議題

「法テラスの状況について」

「アンケートについて」

第5 配布資料

- 1 日本司法支援センターパンフレット等一式（6種）
レジュメ「民事法律扶助について」（資料添付）
- 2 アンケート案

第6 議事

- 1 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から、次のとおり委員の交代について報告し、大谷委員、菊池委員及び村瀬委員から自己紹介があった。

- (1) 佐久間達哉委員→大谷晃大委員（東京地方検察庁総務部長）
- (2) 瀧澤泉委員→菊池洋一委員（東京地方裁判所所長代行者・東京簡易裁判所司法行政事務掌理裁判官）
- (3) 岡田雄一委員→村瀬均委員（東京地方裁判所刑事部所長代行者）

2 法テラスの状況について

委員長から、今回オブザーバーとして参加した司法支援センター本部事務局長一木氏及び同事務局次長佐川氏の紹介があり、両氏から法テラスの実情について話を聞くこととなった。

まず、一木局長は、法テラスは設立からまだ2年半ほどであり、国民に対する知名度もあまり高くないことから、今後も広報活動に力を入れなければならない旨を述べた後、法テラスの全体像について概ね以下のような説明がされた。

- ・ 法テラスは、総合法律支援法に基づいて設立された法人で、正式な名称は「日本司法支援センター」であり、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するために設立されたこと
- ・ 法テラスの主な業務として、情報提供業務、民事法律扶助業務、犯罪被害者支援業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務の5つが挙げられること
- ・ 情報提供業務は、弁護士や関連機関等の紹介などを行い（個別の事案についての法律相談は行わない。）、コールセンターを設けて全国からの問い合わせに応じる態勢をとっており、現在まで23万件以上の利用があるほか、地方事務所においても同様のサービスを行っていること
- ・ 犯罪被害者支援業務では、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介も行っているほか、本年12月1日から施行される被害者参加制度において、被害者参加人のための国選弁護制度が設けられたことから、同制度が円滑に行われるよう準備を進めていること
- ・ 国選弁護関連業務として、国選弁護人候補者を指名して裁判所に通知するほか、弁護士の報酬を支払っていること
- ・ 司法過疎対策業務では、各地に法テラスが雇った弁護士（スタッフ弁護士）を過疎地域に派遣して業務を行っていること

- ・ スタッフ弁護士は、過疎地域だけでなく都市部などでも国選弁護等の業務に従事していること
 - ・ スタッフ弁護士の人数については、将来的には300人程度に増やすことを目標としているが、今年度末までには若い層を中心に140人から150人前後になる見込みであり、現在、スタッフ弁護士は、その業務に従事しながら、他の機関等とも連携して各地で活躍の幅を広げていること
 - ・ 法テラスは、本部の組織があるほか、地方事務所50か所及び地域事務所の合計70以上の場所で業務を展開していること
 - ・ 今後、平成21年5月に施行を控えた裁判員制度や、同時に実施される被疑者国選弁護の範囲の拡大により、必要となる弁護士を確保すべく準備を進めていること
- 続いて佐川次長から、主に民事法律扶助業務について概ね以下のような説明がされた。
- ・ 法律扶助制度とは、民事・刑事を問わず法的問題を抱えた人が資力にかかわらず平等に専門家（弁護士・司法書士）のサービスを受けてその権利を実現することを援助する制度であること
 - ・ 民事法律扶助制度の歴史について、1952年に日弁連の基金の全額拠出により財団法人法律扶助協会が設立され、1958年からはこれに対する国庫補助金が交付されるようになるが（年間1000万円）、その後も民事法律扶助はこの民間の財団により運営され、国の責任により運営されるようになったのは、2006年に法テラスが設立されて法律扶助協会から業務を引き継いだからのことであること
 - ・ 法テラスのもとでの民事法律扶助制度の内容は、法律扶助協会の時代と基本的に変更はなく、①法律相談援助（無料法律相談）、②代理援助（代理人報酬及び実費の立替）、③書類作成援助（裁判所提出書類の作成費用及び実費の立替）の3類型であること
 - ・ 援助の対象となるのは民事・家事・行政事件であり交渉は特に必要と認められる場合に限定されること
 - ・ 援助の対象者は、資力に乏しい日本国民と在留資格のある外国人であり、具体的には国民の世帯収入階層の下から2割程度を目安とする支給基準を設定していること
 - ・ 法テラスが業務を引き受けたことにより変わった点として、①契約弁護士、契約司法書士の制度を導入することで申込みから受任者選任までの期間を短縮することができ、②法律扶助の審査を少人数で効率的に行うことにより法律審査の時間の短縮が可能となり、③コールセンターなどの情報提供業務との連動により利用者を速やかに適切な手続

へ導けるようになったことなど、制度の運用面での改善が図られたこと

- ・ 従前の法律扶助協会では、国の援助は事業費に限定されていたため、事務費の調達や事務所、スタッフなどの運営基盤は全面的に弁護士会に依存していたが、法テラスとなってからはこれらについて国が責任を持つこととなったため、全国で均質な事業を実施することが可能となったこと
- ・ 手続的な特徴として、援助申込みの窓口としては司法支援センターの事務所のほか、事務所相談登録弁護士・司法書士、指定相談場所などがあり、間口が広いこと
- ・ 援助の申込みがあると、援助要件の有無について審査することになるが、援助要件として①資力に乏しいことのほか、②勝訴の見込みがないとはいえないこと、③民事法律扶助の趣旨に適することが必要であり、②は弁護士をつけることによって和解などによる一定の成果があがる可能性がある場合などが含まれ、③は報復感情を満たすだけであつたり、経済バランスに合わないものはだめで、公的な援助に適するものであることが必要であること
- ・ 援助要件を満たすと、着手金等の費用を決めて費用を立て替えて受任者を選任し、あとは通常の裁判手続と同様に手続が進められること
- ・ 2007年度の法律相談援助の件数は147,430件（前年度比137.2%）、代理援助は68,910件（同112.6%）、書類作成援助は4,197件（同108.3%）であり、そのうち代理援助では多重債務事件が75.2%を、書類作成援助では多重債務事件が93.4%を占めており、多重債務事件の占める割合が際だって高いこと
- ・ 現在の各法律援助の額は法律相談援助約8億円、代理援助約107億円、書類作成援助約4億円となること

また、佐川次長は、法律援助に関する今後の課題として、以下のように述べた。

- ・ 立替償還制を給付制に改めるべきとの意見もあるが、今すぐに立替償還制を給付制に切り替えるのは難しいことから、高齢者や障害者などで将来にわたって資力の回復が見込めない場合などに給付型援助が導入できないか
- ・ 代理援助について裁判所の手続を基本としているが、認証を受けたADRについて一定の範囲で援助対象とすることができないか、また、高齢者、障害者、路上生活者などを対象とした行政手続支援を援助の対象とすることはできないか
- ・ 法律相談援助を中心として、弁護士、ケースワーカー、医師等との協同をサービスメ

ニューに加えられないか

- ・ 本人による紛争解決を支援するスキームを作れないか
- ・ 消費者問題についてのADR機能を法テラスにとりこめないか

その後、法テラスについて委員らとの質疑応答がなされた。その概要は以下のとおり。

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，◇オブザーバー】

- ・ 法テラスの行っている事業の規模について
 - ◇ 全体で300億円ほどであり，うち200億円を少し超える程度の金額を国から受け，80億円程度は還付金，ほかに過疎地で業務を行っている弁護士の収入等がある。
- ・ 法テラスの認知度の向上について
 - ◇ 現在の法テラスの認知度は2割程度であるといっても，設立2年程でどの程度認知度が上げられるかは難しいところである。現在も認知度を上げる努力はしており，地方自治体を通じて広報誌に載せたり関係団体に説明に出向いて理解をいただくなどの地道な活動を行っているが，マスコミを利用することについては予算の制約がありあまり大きな広報活動はできない状況である。ただ，最近のコールセンターの利用状況については，本年10月以降件数が伸びており，また，テレビなどでも一部の番組に取り上げられたりしており，今後も認知度を上げる努力は続けていきたい。
- ・ 訴訟当事者への周知について
 - 東京地裁では被告に訴状を送達する際に注意書を同封しているが，法テラス及び三弁護士会からの要請により，注意書の中に法テラスのコールセンター及び三弁護士会の法律相談センターの案内を載せることとし，現在その案文を作成して法テラス及び三弁護士会に検討を依頼しているところである。早ければ平成21年1月からこの注意書が被告に送付されることになると思われる。
- ・ 法テラスの認知度の向上の重点について
 - ◇ コールセンターのインフォメーションサービスはすべての国民がどこからでもかなり安い費用で利用でき，コールセンターにかけてもらえば適切な助言ができるから，まずコールセンターを売り込むことを考えている。本年1月からホームページを見やすいものに改め，関係機関に出向いて説明を行うなどの地道な活動を続けてきた結果，コールセンターの件数は，本年4月期と10月期を比較すると件数で1.5倍に伸びてきており，今後も地道な活動を続けていきたいと考えている。
- ・ 認知媒体の調査について

◇ コールセンターについては全件について認知媒体の調査を行っており、その結果は法テラスのホームページで公開している。一番多いのは関係機関からの紹介であるが、自治体、裁判所からの紹介などもある。

・利用者の評価について

◇ コールセンターだけでなく、コールセンターが紹介した機関で適切なサービスがなされたかを含めて満足度調査をしており、その結果はホームページで公開している。当初はコールセンターが直接利用者に評価を聞いていたが、現在は、利用者が機関でサービスを受けた後、ウェブで感想を伺うようにしている。

3 アンケートについて

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

地方裁判所委員会によるアンケートの実施について意見が交わされた。

○ アンケートの対象については事件当事者に絞ることとした。また、事件当事者の裁判所へのアクセスと裁判所庁内での目的となる部署へのアクセスの二点について伺うこととした。その目的は、事件当事者の裁判所へのアクセスと裁判所内の目的部署へのアクセスをそれぞれ拡充するという視点から、より身近で、より利用しやすい裁判所づくりにつなげるためということになる。そこで、この目的に沿った形で作成したのが配付資料「アンケート（案）」である。

◎ 裁判所に来られた方が迷わずに目的の部署に行けるというのは当然重要であるが、何か困ったことがある方々が最終的に裁判所までたどり着くことができれば法的な手当てもできるので、裁判所にどのようにしてたどり着いたか知ることが重要である。もし利用者に聞くのであればそちらも聞いてはどうかと思うが、今回の案はそれも取り入れてもらったものとなっていると思う。

○ よく整理されており、よいのではないかと思う。

○ 個人的には事件当事者だけでなく、裁判所に何らかの目的で来られる方々からあまねくいろいろな意見を聞けばよいのではないかとも思うが、とりあえず対象を絞って聞くこともよいと思う。

◎ アンケートの置き場所については対象の問題もあるし、警備上の問題もある。そのような中で一つの案として、受付なり相談に来られた方が窓口でアンケート用紙をと

れるようにする，あるいは交付するといったことは考えられると思う。

- アンケートの目的が明確にされ，質問内容もわかりやすくなったので，その目的にもっとも効率的に答えてもらえる人と考えれば，例えば事件受付窓口などに新しく来られた方にお尋ねすることによいのではないか。
- 最初に受付窓口に来られる方々だけでなく，2回，3回と裁判所に来られる方々の意見も聞いてみたい。アンケートの置き場所についても，1階の総合案内の近くであれば目も届くのではないか。
- こちらの目的が事件当事者の方の意見を聞きたいということであるとすると，そのような場所に置くことが適切かということもあるし，2回目，3回目の方もカバーするという点についても，最初の1回目に来る段階で押さえられれば十分だという気がする。
- どこかにまとめて置いておく方式では混乱するのではないか。事件当事者の声だけを集めたいのであれば，事件受付方式でよいと思う。総合受付のところにアンケート用紙を置いて「回答してください」では事件当事者の反応をとるということにはならないのではないか。
- ◎ 核となるのは初めて来られた方となるのではないか。2回目3回目の方々は裁判所内の場所についてある程度わかってくるので，1回目の方に聞いたほうが意味があるのではないか。
- 受付の段階でわかりやすかったかというだけでなく，法廷に行くとか別のところに行くのがわかりにくかったということはある。受付に行く道順だけがわかりやすいかというということを聞くだけではない。
- 東京地裁本庁に来る度に総合受付の様子は見ているが，総合受付には傍聴人の方々がたくさん集まっていて，事件当事者の方々がいるという感じはあまりしない。
- 1回目に来た方の感想で十分間に合うのではないか。どこの窓口で相談したかということは1回目に来た方に聞けばわかることである。できるだけ正確なところを知るためには事件受付でよいのではないか。
- 事件受付でアンケートを配布することは賛成であるが，総合案内にも置くべきではないかということである。アンケートの質問7以降（庁舎の案内等に関する質問）は2回目以降の来庁者も対象にしている。
- ◎ せっかく質問6（相談窓口の利用に関する質問）を加えたのに，それではまた対象

者がぼやけてしまうのではないか。

- 当事者の範囲についてはどう考えるのか。例えば会社であればその従業員なども含まれるのか、個人が当事者の場合に親なども含まれるのか。
- 当初事件関係者全般ということも考えていたが、傍聴者を含まないで事件関係者というものを考えると非常にあいまいな概念となってわかりにくいため事件当事者とした。事件当事者とすれば基本的には原告、被告となるが、これに一般の従業員や家族といったものも含まれるとすると傍聴人との境界がわかりにくくあいまいになってしまう。
- アンケートの質問中に手続の相談、申立書類等の提出などがあるので、この範囲ということではないのか。
- アンケートの5や6の質問（相談窓口の利用に関する質問）を見ても、弁護士がついている方についてはあまり聞く意味がないのではないか。
- 最初の相談先がいきなり弁護士というのはそれほど多くはない。どこかの窓口に行ってから弁護士事務所に行くということもある。自分のイメージでは弁護士がついた当事者にも答えてもらおうと考えている。
- ◎ 弁護士を見つけられた人はその段階で目的は達せられたとも言えるから、わざわざアンケートの対象にする必要があるのか。弁護士を頼めずに自分でやらざるをえずに来た方に聞いたほうが、どういうところで困ったかがわかるのではないか。
- そのような人を第一に考えてはいるが、弁護士を頼んだ当事者は一切含めないというイメージではない。
- 司法支援センターで紹介されて選任された弁護士である場合は対象に含めてよいのではないか。

- ◎ 目的、対象とも前回のものより絞ってもらったので、原告として初めてこられた人にどういうところで相談され、どういう問題があったのか、きちんと来れたのかということを知ることができれば、法廷へはどうだったかということについても十分推測できるであろう。
- 裁判所の庁舎内の案内については、裁判所に来られている方から直接伺うことでやっていただきたいと思っている。アンケート用紙をどこにどう置いてどう渡すかは詰

めないといけないかもしれないが、対象は明確になっている。

- アンケート用紙をどう渡してどう回収するかについて、新しい事件で来られる方が年間3万5千人、さらに係属している方はその10倍の数になるが、その膨大な数の中で傍聴人と事件当事者を識別しなければならないというのはやはり技術的に相当の工夫と可能な方法を詰めていかないとけないと思う。目的とアンケート項目は、その対象が絞れば非常に有益だと思う。
- 傍聴人とはアンケート事項との関係で十分識別できる。どのくらい集まるかわからないが、一定の数で打ち切るという方法もある。
- 当事者を裁判所から呼び出すということはあるのか。アンケートが入ることによって裁判に影響があるといけないが、その際に、ある一週間だけアンケート用紙を同封するというのもあると思った。アンケートの中には複数回答可の項目が一つあるが、質問4（裁判所に来た目的に関する質問）、6（相談窓口に関する質問）も複数回答はありうるのではないか。質問3（裁判所への来庁回数に関する質問）については、回答者の立場で考えると東京地裁・簡裁に限らずに裁判所ということなのか迷った。
- 簡易裁判所は含めないといけないのか。簡易裁判所は家庭裁判所と一緒に建物内にあるから、アンケートに家裁の職員の対応が入ってしまうということもからんでくるので、置く場所もいろいろな問題が出てくると思う。
- ◎ この建物の管理権は複雑で、地裁庁舎では高裁と地裁の二つ、簡裁庁舎では地裁、家裁、簡裁の三つが入っているため、管理権の問題や警備との兼ね合いもあって、アンケート用紙をどこに置くかにもいろいろと問題がある。実効性のある、核となることをやるのであれば窓口に来たときに渡して回収するということが目的は達せられると思うし、そこに絞る方が実効性もあると思う。何度もこのような場で細かい話をするのもどうかと思うので事務局も含めた形で案を検討させていただいて、アンケートを提案された委員の方々にその案を示して意見を伺い、ある程度内容を確定させてから、他の委員の方々にはそのような内容で実施する旨を通知し、その上でアンケートを実施するというにしないといつまで経っても実施できないように思われる。そのようなことでよろしいか（全委員異議なし。）。
- アンケート実施後の話として、裁判員制度が始まることで、また何らかの形で国民や裁判員等の声を聞くという話が出てくることと思うが、そのときはまた違った視点

で検討し直すことが必要であるということを念頭に置いておく必要がある。

- ◎ 裁判員制度が始まれば、裁判員候補者や裁判員の方に対して裁判所がどうであったということは当然聞くことになるであろうし、それに敷衍して庁舎のあり方や職員の待遇なども大きく変わってくる可能性がある。

4 次回の予定について

次回委員会での予定について意見が交わされた。

- アンケートで集まった集計結果の検討が一つのテーマになるのではないかな。
- アンケートをある程度集約して、そこから議題となりうるものが出てくるのか、御報告程度で終わるのか、一度仕切り直してから、議題に載せられるような提案が多く寄せられれば、その場合には議題に載せればよいと思う。
- これから事務局と弁護士委員の間で詰められると思うが、アンケートの文言や体裁をもっとわかりやすいものにしないと、結局、用紙をまいただけで終わってしまうことになりかねない。しっかり検討していただきたい。

次回以降のテーマについて一言、弁護士委員からのプレゼンが予定されていたが、その柱としてアンケートの実施が提案され、2回の議論を経て実施されることになった。そのことについて異論はないが、私は弁護士委員からプレゼンを受けられるのであれば、裁判員制度の導入や法曹人口の増大などを受けて、弁護士が今どのような問題意識を持って、どんな課題を越えていかなければならないと考えているのか、などについて教えていただき、広い意味で裁判所のあり方や司法を考えていく素材や材料を提供してほしいと期待していた。この委員会のテーマには直ちにはなじまないかもしれないが、また弁護士会としての意見をまとめることも難しいだろうが、3人の弁護士委員のお考えとして、市民との関係でどのような問題意識を持っているか、いずれかの機会にお話ししてもらえれば有り難い。

- 弁護士会には市民会議があって、そこでは弁護士会のテーマについて市民の方々と話し合っているのだから、この委員会のテーマである裁判所を身近で使いやすくという意識が3人の委員の中にあつたことから、それにあつた問題提起をしたということでアンケートを採り上げた。
- 弁護士会としての意見を述べるためには意見の形成が必要であるが、そのような時間的な余裕はないし、委員の個人的な意見を述べてもどれほどの意味があるのかと思

う。

- 市民会議でどのような話がされたとか、市民からどのような意見が出たかなどを共有する場にしてもよいのではないか。
- ◎ 今回、法テラスをテーマに取り上げたのも、裁判所の運営ということだけでなく、法的な問題を抱えた方々が最終的には裁判所に来られないと困るということがあり、裁判所の運営を考える場合にもその点を視野に入れなければならないと考えられるためである。弁護士委員が現状について話されるだけでも外の者にとっては意味があるのではないか。次回にというわけではないが、検討をお願いしたい。
- 次回は裁判員制度施行前の最後の委員会となることから、裁判員制度の準備状況や課題をテーマとしてはどうか。
- 準備状況や課題、問題点をお話することは可能である。
- 裁判所の担当者の方々は裁判員制度に関して参加者などからいろいろなお話を聞いておられるであろうから、そのような話も伺いたい。
- ◎ 次回のテーマについては裁判員制度の準備状況を取り上げることとしたい。アンケートについては実施の状況等も踏まえて改めて検討したい。次回の期日については、アンケートの実施の問題もあるので、追って調整させていただきたい（次回地方裁判所委員会の日時については、後日、3月4日午後3時と定められた。）。

以 上